平成２１年（フ）第４３５８号
札幌市中央区北２条西23丁目２番18号　第１高橋マンション１階101号
債務者　砂田トヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７９号
札幌市中央区宮の森２条８丁目４番25―207号
債務者　大瀧　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９７号
北海道石狩市花川北２条４丁目37番地
債務者　大弓　俊和
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９８号
札幌市東区北24条東３丁目２番１号　スピアシティ303号
債務者　川崎　克敏
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７号
北海道千歳市新富１丁目２番２―108号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１号
山形県東田川郡庄内町廿六木字三百地45番地35
債務者　佐々木美穂
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第４７１号
群馬県高崎市八千代町１丁目17番15号　田島ビル203号
債務者　白石　雅彦
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１６９２号
埼玉県志木市中宗岡１丁目４番37―202号
債務者　柴田惠津子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５７号
埼玉県蓮田市大字黒浜468番地の５
債務者　竹内　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８６号
埼玉県朝霞市田島２丁目14番１号　サンライト朝田302
債務者　松本　秀雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
埼玉県深谷市岡部2526―３、住民票上の住所　埼玉県深谷市武蔵野3799番地３
債務者　岡崎登志子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾3939番地２
債務者　髙橋　秀一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７５号
埼玉県行田市持田１丁目４番14号
債務者　竹村　東民
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８８号
埼玉県行田市持田３丁目19番19号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８号
埼玉県行田市藤原町１丁目24番地41
債務者　藤井　和枝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３号
埼玉県東松山市大字東平2016番地７
債務者　堀田創一郎
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８号
神奈川県小田原市久野2354番地の８
債務者　上田　弘行
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４７号
新潟県新潟市北区内沼1671番地
債務者　戸井トモ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　新潟地方裁判所民事部